

イベント等を活用したライトアップモデル事業費助成金交付要綱

31公東観地事第122号

平成31年4月26日

(通 則)

第1条 公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）によるイベント等を活用したライトアップモデル事業費助成金（以下「助成金」という。）の交付については、この要綱に定めるところによる。

(目 的)

第2条 この助成金は、イベント等実施に併せて、建造物やモニュメント、自然等の一時的なライトアップを行う新たな事業に対し、必要な助成金を交付することにより、訪都旅行者を魅了する都市景観を創出し、国内外からの旅行者誘致の促進を図ることを目的とする。

(定 義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「イベント等」とは、集客を図ることができる、実施期間を定めた催しのことをいう。
- (2) 「建造物」とは、都内にある歴史的な建造物、文化施設、観光施設、集客施設、業務施設その他公共性のある施設（橋梁等）など、観光振興に向けたライトアップが可能な場所をいう。
- (3) 「モニュメント」とは、屋外に設置されている、記念碑、記念像及び美術作品等のことをいう。
- (4) 「自然等」とは、森林や河川等、ライトアップすることにより観光振興が可能な自然物をいう。
- (5) 「ライトアップモデル事業」とは、地域において建造物やモニュメント等の期間限定の一時的なライトアップを行うことにより、都市景観の向上と賑わい創出につながる事業であり、別表1に掲げるものをいう。
- (6) 「助成事業者」とは、この要綱の規定に基づき建造物やモニュメント等にライトアップを行う民間事業者、区市町村、観光協会等、その他の法人、商工会等をいう。
- (7) 「区市町村」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する特別地方公共団体である特別区及び普通地方公共団体である都内の市町村をいう。
- (8) 「観光協会等」とは、地域の観光産業振興の推進を主たる活動目的とする都内区市町村との連携の下に設立された団体をいう。
- (9) 「商工会等」とは、商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会及び商工会連合会並びに商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所をいう。
- (10) 「その他の法人」とは、ライトアップによるまちづくりを行う公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人、一般社団法人又は特定非営利活動法人である団体をいう。
- (11) 第6号の規定にかかわらず、法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者がある

ものは、助成事業者としない。

(助成金の交付対象)

第4条 この助成金は、助成事業者が別表1に掲げる事業を行うために必要な別表2に掲げる経費（以下「助成対象経費」という。）のうち、公益財団法人東京観光財団理事長（以下、「理事長」という。）が必要かつ適当と認め、使途、単価、規模等の確認ができるものについて、予算の範囲内において、助成事業者に交付するものとする。

ただし、他の補助金等（区市町村から使途を指定されていない補助金は除く）を一部財源とする事業を除く。

2 助成事業者が行う事業は、交付決定の日から当該年度の末日までの期間に実施完了した事業とする。

(助成金の額)

第5条 財団が助成事業者に交付する助成金の額は、助成対象経費の2分の1以内の額（1千円未満の端数は切り捨て）又は助成限度額1千万円のいずれか低い金額とする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、理事長が定める期日までに、別記第1号様式による助成金交付申請書に必要な書類を添えて理事長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第7条 理事長は、前条の助成金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適正と認めるときは助成金の交付決定を行い、別記第2号様式による助成金交付決定通知書により助成事業者に通知するものとする。

また、交付しないと決定したときは、その旨を別記第2号様式の2により申請者に通知するものとする。

2 理事長は、前項の交付決定に当たっては、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第8条 助成事業者は、前条の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を理事長に提出することにより、申請の取下げをすることができる。

2 前項に規定するほか、交付申請後に申請を取り下げようとするときは、遅滞なくその旨を記載した書面を理事長に提出しなければならない。

(事情変更による決定の取消し等)

第9条 理事長は、交付決定後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、助成事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 前項の規定による交付の決定を取り消すことができる場合は、天災事変その他助成金の交付決定後生じた事情の変更により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限る。

- 3 第1項の規定による交付決定の取消しにより特別に必要なになった事務及び事業に対しては、次に掲げる経費に係る助成金を交付することができる。
- (1) 助成事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
 - (2) 助成事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費
- 4 前項の規定による助成金の額の前項の(1)又は(2)に掲げる経費に対する割合その他その交付については、第1項の規定による取消しに係る助成事業についての助成金に準ずる。

(助成事業の内容又は経費の配分の変更)

- 第10条 助成事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、別記第3号様式による承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第2号に掲げる事項のうち軽微な変更については、報告に代えることができる。
- (1) 助成事業に要する経費の配分を20%を超えて変更しようとするとき。
 - (2) 助成事業の内容を変更しようとするとき。
 - (3) 交付決定に当たって、理事長が特に条件を付した場合において、その条件に反して事業の内容を変更するとき。
- 2 理事長は、前項による申請があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて条件を付し、別記第4号様式により、助成事業者に通知するものとする。

(助成事業の中止又は廃止)

- 第11条 助成事業者は、助成事業を中止しようとする場合又は廃止しようとする場合は、あらかじめ別記第5号様式による承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 理事長は、前項の承認を行う場合は、別記第6号様式により助成事業者に通知するものとする。

(助成事業遅延等の報告)

- 第12条 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又はその遂行が困難となったときは、速やかに別記第7号様式による助成事業遅延等報告書を理事長に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

- 第13条 理事長は、助成事業の円滑な執行を図るため、必要に応じ、助成事業者に対し助成事業の遂行状況に関して報告を求めることができる。

(遂行命令等)

- 第14条 理事長は、前条の規定による報告等により、交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されないと認めるときは、助成事業者に対し、これらに従って助成事業を遂行すべきことを命ずることができる。
- 2 理事長は、助成事業者が前項の命令に違反したときは、助成事業者に対して当該助成事業の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第15条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、その日から30日を経過した日又は翌会計年度4月10日のいずれか早い日までに、必要な書類等を添えて、速やかに別記第8号様式による実績報告書を理事長に提出しなければならない。

2 第11条第1項の規定により廃止の承認を受けたときも前項の規定を準用する。

(助成金の額の確定)

第16条 理事長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、別記第9号様式により助成事業者へ通知するものとする。

2 前項の規定により交付すべき助成金の確定額は、第5条の規定により算出する額（1千円未満の端数は切り捨て）又はその交付決定額のいずれか低い額とする。

3 交付額の確定にあたり、事業の実施に伴う収入があり、助成を受けることによって収益が生ずる場合は、助成金の額から収益相当額を控除する。

(是正のための措置)

第17条 前条第1項の規定による審査の結果、助成事業の成果が助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、助成事業者に対し、これらに適合させるための措置をとることを命ずることができる。

2 第15条の規定による実績報告は、前項の命令により必要な措置をした場合について準用する。

(助成金の支払等)

第18条 理事長は、第16条の規定により交付すべき助成金の額を確定したのち、助成金を支払うものとする。

2 助成事業者は、前項の規定により助成金の支払を受けようとするときは、別記第10号様式による助成金請求書を理事長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第19条 理事長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成金を他の用途に使用したとき。

(3) 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が暴力団又は暴力団員等に該当するに至ったとき。

(4) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は助成金の交付決定に基づく命令に違反したとき。

(助成金の返還)

第20条 理事長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成事業者へ助成金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(違約加算金及び延滞金の納付)

第21条 第19条の規定により助成金の交付決定の全部又は一部の取消しを行い、第20条の規定により助成金の返還を命じたときは、理事長は、助成事業者が助成金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、助成金の額（一部を返還した場合のその後の期間においては既返還額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を助成事業者に納付させなければならない。

2 助成金の返還を命じた場合において、助成事業者が定められた納期日までに助成金を納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(違約加算金の基礎となる額の計算)

第22条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、助成事業者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

(延滞金の基礎となる額の計算)

第23条 第21条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(助成金の経理等)

第24条 助成事業者は、助成事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類及び事業内容に関する資料その他の関係書類を整理し、かつ、これらの書類を助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

(検査)

第25条 助成事業者は、理事長が財団職員をして助成事業の運営及び経理等の状況その他必要な事項について検査させた場合、又は報告を求めさせた場合には、これに応じなければならない。

(取得財産等の管理及び処分)

第26条 助成事業者は、助成事業により取得し、又は効用を増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、台帳を設け、その管理状況を明らかにしなければならない。

2 取得財産等については、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

3 助成事業者は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加した価格が50万円以上のものを、助成金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとする場合は、別記第11号様式による財産処分承認申請書を理事長に提出し、承認を

受けなければならない。ただし、耐用年数が、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める資産ごとの耐用年数を経過している場合はその限りでない。

4 理事長は、前項の規定により取得財産等の処分等を承認した場合において、助成事業者に当該取得財産等の処分等により収入があり、又はあると見込まれるときは、交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を納付させるものとする。

(非常災害の場合の措置)

第27条 非常災害等による被害を受け、助成事業の遂行が困難となった場合の助成事業者の措置については、理事長が指示するところによる。

(その他)

第28条 助成金の交付に関するその他必要な事項は、理事長が別にこれを定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月26日から施行する。

別表 1 (第 3 条第 4 号関係)

対象事業

1 建造物やモニュメント、自然等の一時的なライトアップを行う事業
注 1 : イベント等開催時に、建造物やモニュメント等にライトを当ててライトアップするものをいう。(イベント自体に係る経費は助成対象外)
注 2 : 新規事業のほか、過去に実施している事業に加える新たな内容。

助成金の交付申請に当たっては、次に掲げる全ての要件を満たしていることを条件とします。

- (1) ライトアップの実施について、地元等との調整が取れていること (又は取れる見込みであること)。
※区市町村からの推薦書の提出が必要 (区市町村が申請する場合は不要)
- (2) ライトアップを行う建造物やモニュメント、自然等について、行政機関等の許可等が必要な場合は、当該許可が取れていること (又は取れる見込みであること)。
- (3) ライトアップに使用する光源は、LEDを活用するなどにより省エネに配慮すること。
- (4) ライトアップ実施により、その効果が確認できた場合には、翌年度以降、概ね3年以上、ライトアップを行う意思及び計画があること。
- (5) アンケート調査等により、ライトアップの効果測定を実施すること (ただし、効果測定
の経費は助成対象外)。
- (6) ライトアップの光源配置や照明器具選定等において、照明デザイナーを活用すること。
照明デザイナーとは、過去に光源配置や照明器具選定等のライトアップに係る業務実績を有するものをいう。
- (7) ライトアップのデザインは、他の特許、意匠等の知的財産権を侵害するものでないこと。
- (8) ライトアップの安全・防犯対策を行い、事故等のないよう管理を十分に行うこと。
- (9) 法律その他法令等に違反する内容を含む事業でないこと。

別表2（第4条第1項関係）

1 建造物やモニュメント等の一時的なライトアップを行う事業

区 分	摘 要
ライトアップのデザイン費	
設計費	
機材・設備・備品の賃借料及び購入費	日用品類等を除く。
工事費	電気工事費、取付工事費等
広告費	新規作成に限る（ホームページ更新等は除く）
その他諸経費	助成事業の実施に必要な経費のみ

※ライトアップに付随して光で演出する経費（必要な一時的なイルミネーション等）も助成対象とする。
ただし、ライトアップが主であり、イルミネーションは付属的なものとして、内容、経費共に真に必要と認められる範囲内である場合に限る。

※ライトの点灯に係る電気代は助成対象外とする。

※広告費の助成額は、全体の助成金額の1割以下とする。ライトアップを主とする広告のみを対象とする。

※1百万円以上の経費については、原則3社以上の複数業者から見積書を徴し、適正な価格の業者を選定すること。

（参考）建造物やモニュメント等の一時的なライトアップを行う事業の助成対象外とする経費の例

区 分	摘 要
助成事業者の人件費	
イベントの経費	
施設設備等の維持管理に係る経費	固定経費、経常的経費
金券等購入費、消費税及び地方消費税相当額	
使用実績のないもの	
助成事業に直接必要のない経費	儀礼的経費、振込手数料等